

# 長野県民生委員児童委員協議会連合会 広報委員会内規

## (目 的)

第1条 この会は、長野県民生委員児童委員協議会連合会（以下「県民児連」という。）の広報に関すること及び「長野県民生児童委員だより『つなぐ』」（以下「広報紙」という。）の編集、発行を行うことを目的とする。

## (構 成)

第2条 この会の構成は、県下民生委員児童委員のうちから会長が委嘱する者をもって組織する。

2 この会に学識経験者を顧問として置くことができる。顧問は会長が委嘱し、必要に応じてこの会に助言する。

## (委 員)

第3条 この会に委員長1名を置く。

2 委員長は委員のうちから会長が指名する。

## (任 期)

第4条 委員の任期は、委員に委嘱されたときの民生委員児童委員の任期期間を原則とする。  
なお、民生委員児童委員一斉改選の年度にあつては、翌年度4月発行広報紙の編集終了までを任期とする。

## (事 業)

第5条 この会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 広報紙の編集、発行
- (2) ホームページの運営
- (3) その他広報に関すること

## (経 費)

第6条 この会の運営に必要な経費は、県民児連一般会計から支出するものとする。

## 附 則

この内規は、昭和60年4月1日から施行する。

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

この内規は、令和元年12月1日から施行する。

この内規は、令和4年4月1日から施行する。